

教育委員会その他名

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(副教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略] <u>(12) さいたま市債権管理条例(平成28年さいたま市条例第11号)第10条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。</u> <u>(13) 学校給食費の徴収、納付及び減免その他の学校給食費の管理に関すること。</u>			(副教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]		
別表（第5項関係）			別表（第5項関係）		
専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長	専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長
[略]			[略]		
2 支出負担行為	[略]		2 支出負担行為	[略]	
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
(3) 需用費（光熱水費を除く。）			(3) 需用費（光熱水費を除く。）		
ア～ウ [略]			ア～ウ [略]		
エ 賄材料費（1,000万円未満）	○	○			
オ 医薬材料費	[略]		エ 賄材料費及び医薬材料費	[略]	
(ア)・(イ) [略]			(ア)・(イ) [略]		
カ アからオまでに掲げるもの以外のもの			オ アからエまでに掲げるもの以外のもの		
(ア)・(イ)			(ア)・(イ)		

[略]	[略]
(4)～(9) [略]	(4)～(9) [略]
[略]	[略]

附 則

この協議は、令和6年4月1日から効力を生じるものとする。